

変更点① 名称変更 「もやせるごみ」⇒「普通ごみ」(P3)

○これまでの「もやせるごみ」は、あらたにプラスチック製品・革製品・ゴム製品などが出せるようになり、名称は「**普通ごみ**」となります。

品目		変更	品目	
もやせるごみ	生ごみ・可燃ごみ(週2回) 大型可燃ごみ(週1回)		普通ごみ	生ごみ・小型ごみ(週2回) 大型ごみ(週1回)

あらたに「普通ごみ」となったもの(P3)

小型ごみ	大型ごみ
<p>小型プラスチック製品</p>	<p>プラスチック製品 ウレタンマットレス</p>
<p>カーテン バック・くつ・革製品</p>	<p>カーペット、マット</p>
<p>ホースなどのゴム製品</p>	

変更点② 名称変更 「もやせないごみ」⇒「複雑ごみ」(P4)

○これまでの「もやせないごみ」は、プラスチック製品・革製品などを除き、名称は「**複雑ごみ**」とし、**月1回の収集**となります。

変更点③ 名称変更 「水銀使用製品」⇒「指定ごみ」(P8)

○「**指定ごみ**」の区分を設け、水銀使用製品、ライター、乾電池、ボタン電池、小型充電式電池、電子たばこ、モバイルバッテリーを回収します。

「指定ごみ」(P8)

<p>蛍光灯 ライター</p>	<p>アルカリ・マンガン乾電池 ボタン電池</p>	<p>電子たばこ モバイルバッテリー</p>	<p>小型充電式電池類 (ノートパソコン、電動アシスト付き自転車、デジタルカメラ、などに使われています。)</p>
---------------------	-------------------------------	----------------------------	---

変更点④ 「ダンボール・雑誌」の収集回数を増やします。(P6)

○「ダンボール・雑誌」は**月2回の収集**とします。(「新聞、古布」は月1回の収集で変わりません。)

変更点⑤ ごみの持ち込み先は茨木市環境衛生センターとなります。(P11)

○ごみの持ち込み先は、摂津市環境センター(鶴野1丁目3-1)から、**茨木市環境衛生センター(茨木市東野々宮町14-1)に変わります**。持ち込みを希望される方は、前日(前開庁日)までに茨木市環境衛生センターへ電話予約してください。(有料処理) ※資源ごみ、指定ごみの持ち込みはできません。